

# 川崎市バスケットボール用車いす貸出要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市市民文化局市民スポーツ室が所有するバスケットボール用車いす（以下、バスケ車という。）の貸出方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (対象者)

第2条 貸出対象者は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市主催事業を実施する者
- (2) 川崎市内に所在する法人及び団体
- (3) その他、市民文化局市民スポーツ室長（以下「市民スポーツ室長」という。）が特に認める者

## (対象行事など)

第3条 対象行事等は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市が主催する事業
- (2) 各スポーツセンター等が主催する行事・パラスポーツイベント・講習会等
- (3) 第2条に定める対象者が主催する行事・パラスポーツイベント・講習会等
- (4) その他、市民スポーツ室長が特に認めるもの

## (貸出手続き)

第4条 バスケ車の貸出しを希望する者は、高津スポーツセンターへ貸出状況を確認後、バスケットボール用車いす使用申請書（第1号様式）を、高津スポーツセンターに申請し、控えを受け取るものとする。

- 2 申請書の受付期間は、貸出希望日の6か月前から2週間前までとする。
- 3 申請書を提出し、控えを受け取った者（以下、「使用者」という。）は、高津スポーツセンターと日程を調整し、バスケ車の貸出しを受けるものとする。高津スポーツセンターは、使用者等からバスケットボール用車いす使用申請書の控えの提示があった場合は、バスケ車を貸出すものとする。
- 4 バスケ車の返却場所は、高津スポーツセンターとする。

## (使用の不承認)

第5条 市民スポーツ室長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、バスケ車の使用を承認しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 川崎市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援する恐れがあると認められる場合
- (5) 営利を目的とする利用と認められる場合
- (6) バスケ車を正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しない恐れがある場合
- (7) その他、市民スポーツ室長が不相当と認める場合

(使用権の譲渡などの禁止)

第6条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用停止)

第7条 市民スポーツ室長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を停止し、以後の貸出しを禁止することができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 使用の目的又は条件に違反した場合
- (3) 故障により使用することができなくなった場合
- (4) 災害その他の事故により使用することができなくなった場合
- (5) その他市民スポーツ室長が使用を不相当と認める場合

2 前項の規定により使用者等が使用停止となり、又は使用を制限されたことにより生じた使用者等の損害について、市民スポーツ室長は、その責めを負わない。

(貸出期間)

第8条 貸出期間は、原則7日以内とする。ただし、市民スポーツ室長が認めるときはこの限りではない。

(貸出料金)

第9条 貸出料金は無料とする。

(定期報告)

第10条 高津スポーツセンターは、6か月に1回程度市民スポーツ室長宛てに貸出し状況を報告する。ただし、市民スポーツ室長から依頼があった場合は、その都度報告する。

(適正な使用)

第11条 使用者等は、遵守事項に基づきバスケット車を適正に使用し、保管し、返却する際は、貸出時の状態で返却しなければならない。貸出期間中に、バスケット車を損傷し、又は紛失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、市民スポーツ室長がやむを得ない理由があると認める場合は、その額を減額し、又は免除することができる。

(点検及び不具合の報告)

第12条 高津スポーツセンターは、日常点検を行い、破損・不具合の有無等を確認する。その際に、破損・不具合が認められる場合は、市民スポーツ室長に報告する。

2 高津スポーツセンターは、使用者等からバスケット車が返却された際に、破損・不具合が認められる場合は、市民スポーツ室長に報告する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年1月4日から施行する。